

## B型肝炎予防接種の定期接種および任意接種について

10月からB型肝炎予防接種が定期接種になります。

B型肝炎予防接種につきましては、10月1日から、予防接種法に基づく定期接種に位置づけられました。詳細は以下【定期予防接種】のとおりになりますので、ご確認ください。

定期接種化に併せB型肝炎の任意予防接種についても一部助成を実施します。

市では、定期接種化にあわせ、時限措置としてではありますが、平成29年9月30日までの1年間に限り、任意接種としてのB型肝炎予防接種費についての一部助成を実施いたします。詳細は以下【任意予防接種】のとおりになりますので、ご確認ください。



対象者	条件	接種区分
平成28年4月1日以降に出生した方	1歳に至るまでの方 (1歳の誕生日の前日まで)	定期予防接種 【定期予防接種】をご覧ください。
	1歳に至った方 (1歳の誕生日から)	任意予防接種 【任意予防接種】をご覧ください。
平成26年4月1日～平成28年3月31までの間に出生した方		

### 【定期予防接種】実施期日

10月1日から

平成28年4月1日以降に生まれたお子様で1歳に至るまで(1歳の誕生日の前日まで)の方

※母子感染予防により接種が必要なお子様は保険内診療のため、今回の定期接種の対象になりません。

■接種費用 無料

### ■接種方法

- 【1回目】生後2か月以降
  - 【2回目】1回目接種から27日以上の間隔をあけて1回
  - 【3回目】1回目接種から139日以上の間隔をあけて1回
- ※標準的な接種は生後2か月～8か月の間に3回



### ■注意事項

1歳の誕生日前日まで3回の接種を終える必要があります。特に平成28年4・5月生まれの方は、期間が短いため、10月1日以降に体調を見計らい、早めに接種を開始してください。

※1歳の誕生日以降の接種については、平成29年9月30日までは、任意接種の助成3,000円が受けられますが一部自己負担が発生します。

### ■実施期日

10月1日から

■対象者 次の①と②のいずれかに該当する方

- ①平成26年4月1日～平成28年3月31日の間に出生した方で、B型肝炎予防接種が3回終了していない方。
- ②平成28年4月1日以降に出生した方で、1歳に至ってもB型肝炎予防接種が3回終了していない方。

※母子感染予防により接種が必要なお子様は保険内診療のため、助成の対象になりません。

■助成額 3,000円(医療機関の定める額と助成額の差額は自己負担となります)

■接種方法 定期接種と同様の接種間隔となります。

す。  
B型肝炎予防接種実施医療機関一覧

医療機関名	問い合わせ先	医療機関名	問い合わせ先
石橋総合病院	(53) 1134	海老原医院	(44) 0163
大栗内科	(53) 5850	大柳内科・眼科	(51) 2400
おかべこどもクリニック	(40) 7300	角田内科医院	(53) 5665
グリムこどもクリニック	(51) 1515	佐藤内科	(53) 1305
島田クリニック	(53) 8000	すずき内科・循環器科	(40) 1260
にじいろこども診療所	(44) 7716	ふじたクリニック	(51) 2727
南河内診療所	(47) 1070	宮澤クリニック	(44) 3309